

寒川町道路占用料条例新旧対照表

現行				改正案			
～略～				～略～			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
法第32条第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	1,200円	法第32条第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	2,020円
	第2種電柱	き1年	1,900		第2種電柱	き1年	3,100
	第3種電柱		2,600		第3種電柱		4,190
	第1種電話柱		1,100		第1種電話柱		1,810
	第2種電話柱		1,800		第2種電話柱		2,890
	第3種電話柱		2,500		第3種電話柱		3,970
	支線及び支線柱		480		支線及び支線柱		830
	その他の柱類		86		その他の柱類		180
	共架電線その他	長さ1メートルにつき1年	11		共架電線その他	長さ1メートルにつき1年	18
	地上に設ける線				地上に設ける線		
	類				類		
	地下電線その他		6		地下電線その他		11
	地下に設ける線				地下に設ける線		
	類				類		
	路上に設ける変圧器	1個につき	840		路上に設ける変圧器	1個につき	1,770
		き1年				き1年	
	地下に設ける変圧器	占用面積	570		地下に設ける変圧器	占用面積	1,080
		1平方メートルにつき1年				1平方メートルにつき1年	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	1,700		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき	3,610
		き1年				き1年	
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき			郵便差出箱及び信書便差出箱	1個につき	1,520
		き1年				き1年	
	広告塔	表示面積	4,500		広告塔	表示面積	7,610
		1平方メートルにつき1年				1平方メートルにつき1年	
	その他のもの	占用面積	1,700		その他のもの	占用面積	3,610
		1平方メートルにつき1年				1平方メートルにつき1年	
法第32条第1号	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	57	法第32条第1号	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	76
			86				110

項第2号に掲げる工作物	ル以上0.15メートル未満のもの			項第2号に掲げる工作物	トル以上0.1メートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	110			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		160
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	230			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		220
	外径が0.4メートル以上1.0メートル未満のもの	570			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		320
	外径が1.0メートル以上のもの	1,100			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		430
					外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		760
					外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,080
					外径が1メートル以上2メートル未満のもの		2,170
					外径が2メートル以上のもの		4,330
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,700		法第32条第1項第3号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	3,610	
				法第32条第1項第4号に掲げる施設	歩廊		140
					その他のもの		280
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	A×0.00		法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	A×0.00	
	階数が1のもの	3			階数が1のもの	04	
	階数が2のもの	48			階数が2のもの	07	
	階数が3以上のもの	6			階数が3以上のもの	08	
	上空に設ける通路	3,000			上空に設ける通路	3,800	
	地下に設ける通路	1,500			地下に設ける通路	2,280	

	その他のもの		1,700
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1日	45
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1月	260
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで掲げるもの）	一時的に設けるもの 表示面積 1平方メートルにつき1月	450
	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	4,500
	標識	1本につき1年	1,400
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	1本につき1日 45
		その他のもの	1本につき1月 450
	幕（政令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日 45
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月 450
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 4,500
		その他のもの	2,200

	その他のもの		280
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートルにつき1日	76
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき1月	760
政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチで掲げるもの）	一時的に設けるもの 表示面積 1平方メートルにつき1月	760
	その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	7,610
	標識	1本につき1年	2,890
	旗ざお	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	1本につき1日 76
		その他のもの	1本につき1月 760
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等のために一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日 76
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき1月 760
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月 7,610
		その他のもの	3,800

政令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料	占用面積 1平方メートルにつき1月	450
前各項に該当しないもの	前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格をいうものとする。

～略～

政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積 1平方メートルにつき1月	760
前各項に該当しないもの	前各項に準じて町長が定める額	

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 Aとは、地方税法(昭和25年法律第226号)第380条第1項の規定により備え付けられた固定資産課税台帳に登録された近傍類似地の1平方メートル単位価格をいうものとする。

～略～

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の寒川町道路占用料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受けた占用に係る占用料について適用し、同日前に許可を受けた占用に係る占用料については、なお従前の例による。